

平成22年度長崎県食品ウォッチャー第1回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成22年度第1回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、210名（女性：193名、男性：17名）

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関する監視活動を行い、問題があった場合に
情報提供
監視活動の結果について定期的報告（年間3回）
県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

3 活動結果

食品表示等に関する情報提供内容

件数42件（平成22年5月～平成22年10月29日）

食品分類					情報区分					結果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
2	5	8	27	0	34	0	2	0	6	30	1	11

第1回定期報告の概要（10月29日現在）

調査期間	平成22年5月～8月31日
調査店舗数	延べ12,504店舗
調査食品数	延べ80,023点（生鮮食品39,813、加工食品40,210）

研修会の開催

第1回（平成22年5月7日～5月27日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、
壱岐会場、対馬会場 参加者176名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

第2回（平成22年9月7日～10月20日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、
壱岐会場、対馬会場 参加者139名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
びわがイチゴの箱に入れて販売されていた。	生鮮食品の場合、箱に名称・産地が記載してあり、それを箱ごと陳列することで、表示がしてあるとみなすことができるため、中身と異なる箱で販売しないように指導した。
菓子パンの原材料名に小麦粉の記載がなかった。	調査当日も、報告どおりの商品が販売されていたため、ただちに店頭から撤去させた。表示はすぐに改善がなされたが、小麦粉はアレルギー物質として表示が義務づけられているため、今後このようなことのないよう厳しく指導した。
店内で製造・販売されている生ハンバーグに製造年月日の記載はあったが、期限表示がなかった。	期限は口頭で伝えていたとのことで、必ず表示する必要があることを指導した。
要冷蔵のヨーグルトが冷蔵ショーケースの前に山積みされて販売されていた。	調査の結果、要冷蔵品が冷蔵ショーケースの外に陳列されていたため、冷蔵保存の食品は必ず冷蔵する等、適切な温度管理の下で販売するよう指導した。
外国産のバナナには防カビ剤等が使っていると思っていたが、表示がなかった。未使用と判断してよいのか。	最近のバナナにはほとんどポストハーベスト農薬は使用されていません。もし、使用した場合は、食品衛生法で必ず表示することが義務づけられていますので、表示がなければ未使用と判断できます。
甘エビの唐揚げに保存方法の記載がなかった。	保存方法は、常温で保存する以外に特段の留意点がなければ、省略することができます。ただし、容器包装に入れられた刺身や肉等は保存温度が決められていますので、必ず表示が必要です。